

取組事例5

【静岡県発】



やまうち だい
山内 大

家族信託専門士

家族信託コーディネーター

行政書士・FP
土地家屋調査士

家族信託専門士・家族信託コーディネーター。
一般社団法人浜松相続実務問題研究会 代表理事
行政書士・土地家屋調査士・FP

2001年両親の生まれ故郷である静岡県浜松市で山内（行政書士・土地家屋調査士・FP）事務所を開業する。相続対象不動産の生前分割・遺産分割支援業務や法律に適し将来を見据えた遺言書・遺産分割協議書作成支援業務等の相続に特化した分野を得意としている。

2012年、円満な相続を実現するための相続実務問題研究機関「一般社団法人浜松相続実務問題研究会」をスタートさせ代表理事に就任している。

1. 「家族信託」との運命的な出会い

私は、2001年に静岡県浜松市で「行政書士・土地家屋調査士・FP事務所」を開業しました。開業当初から、相続対象不動産の生前分割・遺産分割支援業務や遺言書・遺産分割協議書作成支援業務等相続分野を中心に業務を行っていましたので、相続関連でお客様に最適な提案ができるスキルを高めるために最新の相続関連セミナーに積極的に参加していました。

そして、2012年に東京の不動産相続ビジネス研究会（TAP実務セミナー）の定例研修会で「家族信託」と運命的な出会いをしました。

税理士の笹島修平氏が講師をされた「信託を活用した相続・贈与の実務」がその研修会のテーマでしたが、この時初めて「家族信託」の存在を知りました。「家族信託」の定義・課税関係・活用事例等を知り、日頃お客様がお困りの財産管理や事業承継問題に使える手法としてすぐに研究を進めるべきと考えました。

早速地元に戻って同業他社に「家族信託」について説明し、ビジネスチャンス

となる可能性が高いことを告げましたが、「何それ？そんなこと本当にできるの？」と怪しげな目で見られ、全く相手にされませんでした。

しかし、月日が経つと少しずつ「家族信託」が世間に認知され始め“協力者”が現れてきました。（“協力者”については次項で説明します。）

2014年に1件目の「家族信託」の組成および「家族信託契約書」の作成のお手伝いをすることができました。そして現在2016年後半ですが、ようやく「家族信託」の組成および「家族信託契約書」の作成件数が二桁になりました。

2. 絶対に必要な“協力者”

「家族信託」の組成を自分一人で進めることは非常に危険だと思います。私はお客様の信託スキームの設計は必ず“パートナー”とともに進めることにしています。お客様のご要望に対し、あらゆる角度（関係者の感情面・経済面、ファイナンシャルプランニングの視点、信託税務面、信託法務面等）からそれぞれの持つ専門知識と知恵を絞って組成スキームを作らないと、数年後にお客様から「話が違う！こんなはずじゃなかった！責任をとれ！」と言われかねません。何より、「お客様の要望を叶えることができなかった」では済まされません。

私は“パートナー”選びが「家族信託」の組成の要（かなめ）と考えています。

ではどのような視点でパートナーを選んでいるかということ、やはり「人間性と腕」だと思います。例えば、税理士であれば、信託税制に明るく、相続税・資産